

居宅介護支援事業所今井苑 重要事項説明書

〔令和 6年 4月 1日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 青芳会
代表者役職・氏名	理事長 星野 芳博
本社所在地・電話番号	東京都青梅市今井二丁目1111番1 0428 - 31 - 3800
法人設立年月日	昭和63年8月23日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	居宅介護支援事業所 今井苑
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号1372801678）
所在地	〒198-0023 東京都青梅市今井2丁目1111番1
電話番号	0428 - 31 - 3830
F A X 番号	0428 - 32 - 3871
通常の事業の実施地域	青梅市、瑞穂町、羽村市 ※上記地域以外でもご相談に応じます

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時45分から午後17時45分まで

(3) 事業所の勤務体制

管理者 1名（介護支援専門員兼務）	介護支援専門員 常勤 1名（管理者兼務）
-------------------	----------------------

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内及び利用者宅を訪問し居宅計画作成の手順やサービス内容についての説明を行います。居宅介護サービスの提供を希望される場合には当事業所と契約後、利用者にとって必要な居宅サービス提供の為の支援を行います。居宅サービス計画の作成の開始にあたっては当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。利

	<p>用者及びその家族は複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。</p> <p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に理解を得るよう努めます。</p> <p>① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合</p> <p>② 前6ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合</p>
課題分析の実施	<p>①課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。</p> <p>②解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。</p>
居宅サービス計画原案の作成	<p>利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。</p>
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	<p>居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス事業所等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。</p>
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<p>①居宅サービス計画に位置付けた内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>②作成した居宅サービス計画は交付します。</p>
居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>①居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。利用者及び家族、サービス事業所等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、その他の便宜を図ります。</p> <p>②モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合少なくとも2月に1回）利用者の居宅を訪問し面接します。 （テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用する場合：利用者の同意、サービス担当者会議等で主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている事）</p> <p>③少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>

4 利用料金

(1) 基本利用料

当事業所が提供するサービスについて通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、御契約者様の利用料負担はありません。但し、御契約者様の保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合は、一旦下記の料金を頂く事になります。

区分 (介護支援専門員 1 人当たりの利用者数)	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費 I (i) (45件未満の場合)	1,086単位 12,000円	1,411単位 15,591円
居宅介護支援費 I (ii) (45件以上60件未満の場合)	544 単位 6,011 円	704単位 7,779円
居宅介護支援費 I (iii) (60件以上の場合)	326単位 3,602円	422単位 4,663円

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	単位 / 円
初回加算	新規及び要支援から要介護に移行した場合	300単位
	要介護状態区分が2段階以上変更時の場合	3,315円
入院時情報連携加算	(I) 入院当日に必要な情報を提供した場合	250単位 2,762円
	(II) 入院後3日以内に必要な情報を提供した場合	200単位 2,210円
退院・退所加算	連携1回 カンファレンス参加無 I (イ)	450単位 4,972円
	連携2回 カンファレンス参加無 II (ロ)	600単位 6,630円
	連携1回 カンファレンス参加有 I (イ)	600単位 6,630円
	連携2回 カンファレンス参加有 II (ロ)	750単位 8,287円
	連携3回 カンファレンス参加有 III	900単位 9,945円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位 2,210円

通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	50単位 552円
-----------	--	--------------

（3）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円を請求します。

5 高齢者虐待防止の推進について

利用者の人権の擁護、虐待の発生等を防止するための措置を講じ、適切に実施するために担当者を定め、指針の整備、委員会の開催、従業者に対する定期的な研修を実施します。

6 ハラスメントの防止について

従業者に対するハラスメント防止の為、利用者や、その家族等に対しハラスメントについて説明を行い、従業者に対して必要な措置を講じます。

7 感染症や災害への対応について

感染症や災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

8 身体的拘束等の適正化の推進について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都青梅市今井2丁目1111番1

法人名 社会福祉法人 青芳会

代表者名 星野 芳博 印

説明者

事業所名 居宅介護支援事業所 今井苑

氏名 加藤 純子 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

契約者 住所
氏名 印

家族 住所
氏名 印
続柄

代理人 住所
氏名 印
続柄